

# 平成22～25年度 三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格変更手続要領

( 建設工事・測量・建設コンサルタント等 )

本変更手続要領は、建設工事・測量・建設コンサルタント等において、三重県・市町・四日市港管理組合共同受付参加団体のいずれか一つ以上の団体に入札参加資格申請し、登録されている者を対象に作成されたものです。入札参加資格申請内容に変更があった場合は、本変更手続要領にしたがって速やかに変更申請してください。

## 1. 共通変更事項の対象について

共通受付先である（公財）三重県建設技術センター（以下「共通受付先」という）において、変更届を受理する共通変更事項の対象は以下のとおりです。共通受付先に変更申請すれば、共同受付参加団体において登録している全ての団体での登録内容が変更されます。他の変更項目については受理できませんので、変更を必要とする団体に個別に問い合わせてください。

なお、以下に掲載の使用する様式等については、現在の登録状況及び変更事項の内容により提出する様式等が異なりますので、P3、4の「共通変更事項の手続き方法について」に基づき必要な書類を提出してください。

共通変更事項	使用する様式等
(1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)のみ送付のこと
(2) 商号又は名称(受任先名称を含む)	・共通変更届 ・登記事項証明書(写し可)又は身分証明書(写し可) ・営業所一覧表 ・印鑑(登録)証明書(写し可) ・使用印鑑届(本店登録用) ・委任状兼使用印鑑届
(3) 所在地・郵便番号・電話番号・FAX番号(受任先のみ)の所在地変更を含む)	・共通変更届 ・登記事項証明書(写し可)又は身分証明書(写し可) ・営業所一覧表
(4) 許可番号等・許可年月日・登録年月日	・共通変更届 ・建設業許可証明書(写し可)又は建設業許可通知書(写) ・登録を証明する書類(写)
(5) 資本金	・共通変更届 ・登記事項証明書(写し可)
(6) 代表者の役職名・氏名	・共通変更届 ・登記事項証明書(写し可)又は身分証明書(写し可) ・印鑑(登録)証明書(写し可) ・使用印鑑届(本店登録用) ・委任状兼使用印鑑届
(7) 支店長等(契約権限等の受任者)の役職名・氏名	・共通変更届 ・委任状兼使用印鑑届
(8) 印鑑登録印鑑	・共通変更届 ・印鑑(登録)証明書(写し可) ・使用印鑑届(本店登録用) ・委任状兼使用印鑑届
(9) 使用印鑑	・共通変更届 ・使用印鑑届(本店登録用) ・委任状兼使用印鑑届

共通変更事項	使用する様式等
(10) 希望業種の追加 (建設工事の場合)  希望部門の追加 (測量・建設コンサルタント等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通変更届(建設工事中)</li> <li>・ 建設業許可証明書(写し可)又は建設業許可通知書(写)</li> <li>・ 営業所一覧表</li> <li>・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)</li> <li>・ 共通変更届(測量・建設コンサルタント等用)</li> <li>・ 登録を証明する書類(写)</li> <li>・ 測量等の実績高確認調書</li> </ul>
(11) 希望業種の削除 (建設工事の場合)  希望部門の削除 (測量・建設コンサルタント等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通変更届(建設工事中)</li> <li>・ 建設業許可証明書(写し可)又は建設業許可通知書(写)</li> <li>・ 共通変更届(測量・建設コンサルタント等用)</li> </ul>
(12) 登録規程の登録部門の追加 (測量・建設コンサルタント等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通変更届(測量・建設コンサルタント等用)</li> <li>・ 登録を証明する書類(写)</li> </ul>
(13) 登録規程の登録部門の削除 (測量・建設コンサルタント等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通変更届(測量・建設コンサルタント等用)</li> </ul>
(14) 支店等の新規追加登録 (建設工事の場合)  (測量・建設コンサルタント等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通変更届(建設工事中)</li> <li>・ 平成22～25年度入札参加資格審査申請書 第A-2号様式</li> <li>・ 営業所一覧表</li> <li>・ 使用印鑑届(本店登録用)</li> <li>・ 委任状兼使用印鑑届</li> <li>・ 市町税完納証明書等(写し可)(市町に追加登録申請する場合)</li> <li>・ 三重県税の納税確認書(写し可)(三重県へ追加登録する場合)</li> <li>・ 共通変更届(測量・建設コンサルタント等用)</li> <li>・ 平成22～25年度入札参加資格審査申請書 第B-2号様式</li> <li>・ 使用印鑑届(本店登録用)</li> <li>・ 委任状兼使用印鑑届</li> <li>・ 市町税完納証明書等(写し可)(市町に追加登録申請する場合)</li> <li>・ 三重県税の納税確認書(写し可)(三重県へ追加登録する場合)</li> </ul>
(15) 申請団体の追加登録 (建設工事の場合) (測量・建設コンサルタント等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通変更届(建設工事中)</li> <li>・ 共通変更届(測量・建設コンサルタント等用)</li> </ul>
(16) 申請団体の一部抹消 (建設工事の場合) (測量・建設コンサルタント等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通変更届(建設工事中)</li> <li>・ 共通変更届(測量・建設コンサルタント等用)</li> </ul>
(17) 登録抹消(全団体抹消)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通変更届</li> </ul>
(18) ISO認証取得 (建設工事の場合)  (測量・建設コンサルタント等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通変更届(建設工事中)</li> <li>・ ISO9000s 認証書(写)又はISO14001 認証書(写)及び附属書(写)</li> <li>・ 共通変更届</li> <li>・ ISO9000s 認証書(写)又はISO14001 認証書(写)及び附属書(写)</li> </ul>

共通変更事項	使用する様式等
(19) ISO登録抹消 (建設工事の場合) (測量・建設コンサルタント等の場合)	・共通変更届(建設工事用) ・共通変更届
(20) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(写)	・建設業退職金共済事業加入・履行証明書(写)のみ送付のこと
(21) 合併・事業譲渡・会社分割	・合併・事業譲渡・会社分割に関する届出書 他

## 2. 共通変更届様式等について

### (1) 共通変更届

共通変更届は、主に建設工事、測量・建設コンサルタント等に係る共通した登録事項を、本店又は支店等ごとに変更申請する場合に使用します。

### (2) 共通変更届(建設工事用)

共通変更届(建設工事用)は、建設工事に係る登録事項を、本店又は支店等ごとに変更申請する場合に使用します。

### (3) 共通変更届(測量・建設コンサルタント等用)

共通変更届(測量・建設コンサルタント等用)は、測量・建設コンサルタント等に係る登録事項を、本店又は支店等ごとに変更申請する場合に使用します。

### (4) 平成22～25年度入札参加資格審査申請書 第A-2号様式(建設工事用)、第B-2号様式(測量・建設コンサルタント等用)

共同受付参加団体のいずれにも登録していない本店又は支店等を通規追加登録する場合に、共通変更届(建設工事用) 共通変更届(測量・建設コンサルタント等用)とともに使用します。

### (5) 合併・事業譲渡・会社分割に関する届出書

合併・事業譲渡・会社分割に伴い変更事項があった場合に、共通変更届とともに提出が必要です(詳細はP7(21)合併・事業譲渡・会社分割を参照)。

### (6) その他

「登記事項証明書(写し可)又は身分証明書(写し可)」、「三重県税の納税確認書(写し可)又は市町税完納証明書(写し可)等」及び「印鑑(登録)証明書(写し可)」については、変更申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限りま。

## 3. 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)の提出について

建設工事で登録している場合、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていることが登録の必須要件となっています。このことから、経営事項審査を受審し、審査結果が出ましたら、速やかに経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)を共通受付先へ提出してください。提出の有無、結果データは共通受付先から各共同受付参加団体へ通知されますので、申請者において個別に登録している団体に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)を送付する必要はありません。

経営事項審査の有効期限を(審査基準日から1年7ヶ月後)超えても、共通受付先への提出がない場合は、各団体における入札参加資格要件に影響を及ぼすことがありますので、必ず有効期限内に提出するようにしてください。なお、経営事項審査の受審から、結果通知書を受け取るまでには、通常2ヶ月程度かかりますので、早めに受審するよう注意してください。

## 4. 共通変更事項の手続き方法について

共通変更届、共通変更届(建設工事用)、共通変更届(測量・建設コンサルタント等用)の3種類の変更届および、平成22～25年度入札参加資格審査申請書第A-2号(建設工事用) 第B-2号(測量・建設コンサルタント用)(以下、「第A-2号」、「第B-2号」)を使用して、下記の説明に従って変更手続きをしてください。共通受付先は下記の通りです。申請方法は郵送のみ(宅配便可)となりますのでご了承ください。

## 【共通受付先】送付のみ

〒514-0002 三重県津市島崎町56番地  
(公財)三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付 担当  
TEL:059-229-5610 FAX:059-229-5619

### (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)

経営事項審査を受審し、審査結果が出ましたら速やかに経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)を共通受付先へ提出してください。提出に当たっては、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)の右上余白部分に共同化統一業者コードを記入してください。共通変更届の提出は必要ありませんので、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)のみ送付してください。

### (2) 商号又は名称(受任先名称を含む)

商号又は名称に変更があった場合は、商号又は名称が変更となったことが確認できる「登記事項証明書(写し可)又は身分証明書(写し可)」(以下「登記事項証明書等」といいます。)を添えて、申請してください。

また、本店で登録している場合は使用印鑑届(本店登録用)及び印鑑(登録)証明書(写し可)、支店等で登録している場合は営業所一覧表、委任先ごとの委任状兼使用印鑑届及び印鑑(登録)証明書(写し可)を併せて添付してください。

なお、支店等で登録しており、支店名称、支社名称、営業所名称、出張所名称のみ変更となった場合は、登記事項証明書等の添付は必要ありませんが、受任先名称変更後の営業所一覧表及び委任先ごとの委任状兼使用印鑑届を添付し申請してください。

### (3) 所在地・郵便番号・電話番号・FAX番号(受任先の所在地・郵便番号・電話番号・FAX番号を含む)

本店所在地が変更となった場合は、変更となったことが確認できる登記事項証明書等を添えて、申請してください。本店所在地の移転に伴い郵便番号、電話番号、FAX番号にも変更があった場合は、所在地変更と合わせて必ず申請するようお願いいたします。

所在地は変わらず電話番号、FAX番号のみ変更になった場合は、登記事項証明書等の添付の必要はありません。

支店等で登録しており、支店等の所在地が変更となった場合も、登記事項証明書等の添付は必要ありませんが、建設工事で登録されている場合は営業所一覧表の添付が必要となります。支店等の所在地の変更に伴い郵便番号、電話番号、FAX番号に変更があった場合は、所在地変更と合わせて必ず申請するようお願いいたします。

なお、提出された添付書類において変更内容の確認ができない場合は、その内容の確認が可能な書類の提出を求められることがあります。

### (4) 許可番号・許可年月日・登録年月日

建設工事で登録をしており、建設業許可を更新した場合で、許可年月日に変更があった場合は、変更内容が確認できる建設業許可証明書(写し可)又は建設業許可通知書(写)を提出してください。

測量・コンサルタント等で登録をしており、登録を更新した場合は、変更内容が確認できる登録を証明する書類(写)を提出してください。

なお、許可年月日又は登録年月日のみの変更の場合は、共通変更届の提出は必要ありません。

ただし、建設工事で登録している場合の知事許可から大臣許可への許可換え又は一般建設業許可から特定建設業許可への許可区分の変更等があった場合には、共通変更届に建設業許可証明書(写し可)等を添えて提出してください。

### (5) 資本金

資本金額に変更があった場合は、金額変更を確認できる登記事項証明書(写し可)を添えて変更申請してください。

### (6) 代表者の役職名・氏名

代表者に変更があった場合は、代表者の変更が確認できる登記事項証明書等を添えて変更申請してください。

なお、共同受付参加団体のいずれの団体へも本店登録しておらず支店等のみで登録している場合も、本店代表者に変更があった場合は必ず変更申請してください。

また、本店で登録している場合は使用印鑑届(本店登録用)及び印鑑(登録)証明書(写し可)、支店等で登録している場合は委任先ごとの委任状兼使用印鑑届及び印鑑(登録)証明書(写し可)を併せて添付してください。

代表者の役職名のみ変更があった場合は、本店で登録している場合は使用印鑑届（本店登録用）、支店等で登録している場合は委任先ごとの委任状兼使用印鑑届を添えて変更申請してください。

#### **(7) 支店長等(契約権限等の受任者)の役職名・氏名**

支店長の異動による変更等、支店等で登録している受任者に変更があった場合は、当該受任者に係る委任状兼使用印鑑届を添えて変更申請してください。

#### **(8) 印鑑登録印鑑**

印鑑登録印鑑が変更になった場合は、変更後の印鑑（登録）証明書（写し可）を添えて変更申請してください。本店登録で、使用印鑑が印鑑登録印鑑と同一の場合は、使用印鑑届（本店登録用）も忘れずに添付してください。

また、委任先がある場合は、変更後の印鑑で全ての委任先に対して委任が必要となりますので、委任先ごとの委任状兼使用印鑑届を添付してください。

#### **(9) 使用印鑑**

本店登録の使用印鑑を変更する場合は、使用印鑑届（本店登録用）を、委任先の使用印鑑を変更する場合は、印鑑を変更する委任先の委任状兼使用印鑑届を添付して変更申請してください。

#### **(10) 希望業種(部門)の追加**

希望業種（部門）の追加申請を行う場合は、建設工事で登録している場合は、共通変更届（建設工事用）を、測量・建設コンサルタント等で登録している場合は、共通変更届（測量・建設コンサルタント等用）と下記の必要添付資料とともに変更申請してください。

建設工事で登録しており、新規に支店等で許可を得た場合等において、希望業種を追加する場合は、建設業許可証明書（写し可）又は建設業許可通知書（写）、営業所一覧表等及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）の希望する業種の許可を確認できる資料の添付が必要です。

測量・建設コンサルタント等で登録しており、新規に部門登録を得た場合等で希望部門を追加する場合は、部門登録を証明する書類（写）の添付が必要です。

なお、すでに営業収入がある部門を追加する場合は、測量等の実績高確認調書（営業収入金額を確認できる現況報告書副本等がある場合は必ずその写しを添付）を忘れずに添付してください。

希望業種（部門）の追加については、共通受付参加団体ごとに業種（部門）追加が認められる時期が異なりますので、あらかじめご了承ください。業種（部門）追加が認められる時期については、各共同受付参加団体ごとに異なりますので、P 1 1、5の「名簿に登録される時期について」をご確認ください。

#### **(11) 希望業種(部門)の削除**

希望業種（部門）の削除を行う場合は、建設工事で登録している場合は、共通変更届（建設工事用）を、測量・建設コンサルタント等で登録している場合は、共通変更届（測量・建設コンサルタント等用）にて変更申請してください。

#### **(12) 登録規程の登録部門の追加**

測量・建設コンサルタント等で既に希望部門の登録をしており、国土交通省の登録規程による部門登録をしている場合は、共通変更届（測量・建設コンサルタント等用）に部門登録を証明する書類（写し可）を添付して変更申請してください。

国土交通省の登録規程による部門登録とは、建設コンサルタント登録規程第2条・地質調査業者登録規程第2条・補償コンサルタント登録規程第2条による登録をいいます。

#### **(13) 登録規程の登録部門の削除**

登録規程の登録部門の削除を行う場合は、共通変更届（測量・建設コンサルタント等用）にて変更申請してください。

#### **(14) 支店等の新規追加登録**

共同受付参加団体のいずれにも登録していない本店又は支店等を新規追加登録する場合のことを言います。

共通変更届（建設工事用）共通変更届（測量・建設コンサルタント等用）の変更・新規追加登録区分欄「新規追加登録」に を記入し、新規追加登録しようとする支店等の登録内容を平成22～25年度入札参加資格審査申請書第A-2号様式（建設工事用）第B-2号様式（測量・建設コンサルタント等用）に記載し、下記の必要添付資料とともに変更申請してください。

なお、追加登録が認められる時期については、各共同受付参加団体ごとに異なりますので、P 1 1、5の「名簿に登録される時期について」をご確認ください。

- ア：建設工事で登録しており、新規に受任者を置いて追加申請する場合は、営業所一覧表と委任先ごとの委任状兼使用印鑑届の添付が必要です。本店を追加申請する場合は、使用印鑑届（本店登録用）を添付してください。
- イ：測量・建設コンサルタント等で登録しており、本店を追加申請する場合は、使用印鑑届（本店登録用）を、委任先で登録をする場合は、委任先ごとの委任状兼使用印鑑届の添付が必要です。
- ウ：建設工事、測量・建設コンサルタント等で市町へ登録を希望する場合のいずれも、申請を行おうとする本店又は支店等が三重県内に所在する場合、所在地における市町の市町税の完納証明書（写し可）を添付してください。三重県に登録しようとする場合は、県税の納税確認書（写し可）を添付してください。また、三重県内に新規に支店等を開設した場合は、所在地における法人市民税等の（事務所）開設届（写）を添付してください。
- エ：四日市港管理組合に申請する場合は、三重県への登録が必要です。また、四日市市内に本店又は支店等を有する者を登録する場合は、四日市市税の完納証明書（写し可）を添付してください。
- オ：追加申請する団体によっては個別に必要な添付書類がありますので、P9の「共同受付参加団体個別の必要添付書類」一覧表を参照して、必要添付書類のみ個別に追加申請する団体に送付してください。

【本店で追加登録申請する場合】

追加登録先	必要添付書類	注意事項
三重県	使用印鑑届(本店登録用)、三重県税の納税確認書(三重県内に本店を有する場合)	
市町	使用印鑑届(本店登録用)、市町税の完納証明書(三重県内に本店を有する場合)	
四日市港管理組合	使用印鑑届(本店登録用)、四日市市内に本店を有する場合は四日市市税の完納証明書	三重県への登録も必要です。

【支店等で追加登録申請する場合】

追加登録先	必要添付書類	注意事項
三重県	委任状兼使用印鑑届、三重県税の納税確認書(三重県内に支店等を有する場合)	
市町	委任状兼使用印鑑届、所在地における市町税の完納証明書(三重県内に支店等を有する場合)	
四日市港管理組合	委任状兼使用印鑑届、四日市市内に支店等を有する場合は四日市市税の完納証明書	三重県への登録も必要です。

(15) 申請団体の追加登録

すでに共同受付参加団体のいずれかの団体において登録のある本店又は支店等で、登録していない団体へ追加登録することを言います。建設工事で登録している場合は共通変更届（建設工事用）を、測量・建設コンサルタント等で登録している場合は、共通変更届（測量・建設コンサルタント等用）にて変更申請してください。

四日市港管理組合に追加登録する場合は、追加登録しようとする本店又は支店等が三重県にも登録されていないと追加登録はできませんので注意してください。

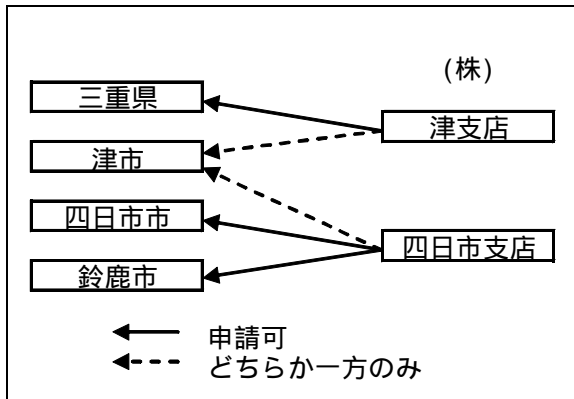
なお、追加申請する団体によっては個別に必要な添付書類がありますので、P9の「共同受付参加団体個別の必要添付書類」一覧表を参照して、必要添付書類のみ個別に追加申請する団体に送付してください。

また、追加登録が認められる時期については、各共同受付参加団体ごとに異なりますので、P11、5の「名簿に登録される時期について」をご確認ください。

【申請先についての注意事項】

参加団体ごとに異なる支店等で申請することはできますが、一つの団体に対して複数の支店等を申請する

ことはできませんので十分に注意の上、変更申請してください。



**(16) 申請団体の一部抹消**

建設工事で登録している場合は、共通変更届（建設工事用）を、測量・建設コンサルタント等で登録している場合は、共通変更届（測量・建設コンサルタント等用）にて変更申請してください。

**(17) 登録抹消(全団体抹消)**

共同受付参加団体における全ての登録を抹消する場合は、全団体抹消する意思が確認できる表現をもって共通変更届にて申請してください。

**(18) ISO認証取得(建設工事で測量・建設コンサルタント等で提出する変更届の様式が異なるので注意のこと)**

**ア 建設工事の場合**

新たにISO認証取得した場合、ISO9000s 認証書（写）又はISO14001 認証書（写）及び付属書（写）を添付し、共通変更届（建設工事用）とともに変更申請してください。

**イ 測量・建設コンサルタント等の場合**

新たにISO認証取得した場合、ISO9000s 認証書（写）又はISO14001 認証書（写）及び付属書（写）を添付し、共通変更届とともに変更申請してください。

**(19) ISO登録抹消(建設工事で測量・建設コンサルタント等で提出する変更届の様式が異なるので注意のこと)**

更新しなかった場合も抹消として変更申請してください。

**ア 建設工事の場合**

共通変更届（建設工事用）にて変更申請してください。

**イ 測量・建設コンサルタント等の場合**

共通変更届にて変更申請してください。

**(20) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(写)**

建設業退職金共済事業に加入し、履行の証明書が出ましたら建設業対象金共済事業加入・履行証明書（写）を共同受付先へ提出してください。提出に当たっては、証明書の右上余白部分に共同化統一業者コードを記入してください。共通変更届の添付は必要ありませんので、証明書（写）のみ送付してください。

**(21) 合併・事業譲渡・会社分割**

合併・事業譲渡・会社分割が行われた場合の手続方法は次のとおりです。

変更事項	登録されている会社区分	変更手続方法	注意事項	名簿上の取扱
合併	存続会社	随時新規申請	存続会社が新規に設立された法人の場合	各共同受付参加団体において取扱いが異なるので、個別団体へ問い合わせてください。
		商号、希望業種（部門）の追加等	既存の会社が商号等を変更してそのまま存続する場合	
	消滅会社	登録抹消（全団体抹消）		

変更事項	登録されている会社区分	変更手続方法	注意事項	名簿上の取扱
事業譲渡	譲受会社	希望業種(部門)の追加		各共同受付参加団体において取扱いが異なるので、個別団体へ問い合わせてください。
	譲渡会社	希望業種(部門)の一部削除等		
会社分割	吸収分割 事業継承会社	随時新規申請	事業を継承する会社が新規に設立された法人の場合	
		商号、希望業種(部門)の追加等	事業を継承する会社が商号等を変更してそのまま存続する場合	
	分割会社	希望業種(部門)の一部削除等		

合併、事業譲渡、会社分割に伴う変更があった場合は、「合併・事業譲渡・会社分割に関する届出書」を作成し、上表の変更手続方法に記載された変更書類に加えて、それぞれ合併契約書(写)、事業譲渡契約書(写)、会社分割契約書(写)(これらの契約書がない場合は、株主総会議事録等で内容を証明できる書類)を必ず添付してください。また、随時新規申請の時期については、必ず商業登記簿謄本への変更登記が完了し、登記事項証明書で確認できるようになってから申請するようにしてください。

なお、個別の団体と請負契約を締結中に合併契約が締結された場合や、合併契約締結後、変更登記が完了するまでに個別の団体への入札参加を希望する場合等の対応は、当該団体へ個別に問い合わせてください。

## 共同受付参加団体個別の必要添付書類(建設工事)

下記団体に追加登録する場合は、必要書類を各団体へ送付又は持参してください。

登録申請先	書類名	様式/発行	備考
四日市市	使用印鑑届(本店登録用)	第A-4号	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出してください。
紀宝町	工事・測量等経歴書	個別様式	建設業許可申請で用いる工事経歴書でも可。
紀宝町	技術者経歴書	個別様式	
四日市市	技術職員名簿	個別様式	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出してください。
御浜町	入札保証金・契約保証金 納付免除申請書 (納付免除希望者のみ)	個別様式	契約履行証明(申請直前2年の間に、国、公社、公団、県又は地方公共団体と契約し誠実に履行したことの証明書)を契約2件以上について添付してください。
名張市	営業所の専任技術者調書 (写)(専任技術者証明書 (新規・更新))	建設業許可申請書に添付したものの	左記登録申請先に本店を有する方は、本店所在市へ提出してください。
名張市	準市内業者登録申請書類	個別様式	名張市内におく支店で登録を希望する者
伊賀市	技術者登録名簿	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に本店、支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
伊賀市	準市内業者登録申請書類	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に支店、営業所等を有する者のみ提出してください。

亀山市提出の個別必要添付書類は、亀山市ホームページにてご確認ください。

各必要書類添付書類の提出・記入方法等については、必ず各団体のホームページ等で確認してください。  
指示通りに提出されない場合は、各団体において登録されない場合があります。

## 共同受付参加団体個別の必要添付書類(測量・建設コンサルタント等)

下記団体に追加登録する場合は、必要書類を各団体へ送付又は持参してください。

登録申請先	書類名	様式/発行	備考
四日市市	使用印鑑届(本店登録用)	第B-3号	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出してください。
志摩市・紀宝町	工事・測量等経歴書	個別様式	
紀宝町	技術者経歴書	個別様式	
四日市市	技術職員名簿	個別様式	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出してください。
御浜町	入札保証金・契約保証金 納付免除申請書 (納付免除希望者のみ)	個別様式	契約履行証明(申請直前2年の間に、国、公社、公団、県又は地方公共団体と契約し誠実に履行したことの証明書)を契約2件以上について添付してください。
四日市市	登録を証明する書類 (登録申請・更新中の場合は、手続き中であることが確認できる書類を添付してください)	各登録官署	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出して下さい。
名張市	準市内業者登録申請書類	個別様式	名張市内におく支店で登録を希望する者

伊賀市	技術者登録名簿	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に本店、支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
伊賀市	準市内業者登録申請書類	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
亀山市提出の個別必要添付書類は、亀山市ホームページにてご確認ください。			

各必要書類添付書類の提出・記入方法等については、必ず各団体のホームページ等で確認してください。  
指示通りに提出されない場合は、各団体において登録されない場合があります。

## 5. 名簿に登録される時期について

希望業種（部門）の追加、申請団体の追加登録等を行った場合、各共同受付参加団体において申請内容を審査し、名簿に登載される時期は各団体において下記のとおり異なりますので、十分に確認の上、申請してください。

なお、平成 22～25 年度名簿の随時新規申請、希望業種（部門）の追加等の受付は、平成 22 年 4 月 1 日からとなりますので、ご留意ください。

### 【名簿に登載される時期】

共同受付団体名	名簿登載時期	備 考
三重県	4 月 1 日 8 月 1 日 11 月 1 日 2 月 1 日 5 月 1 日	4 月 1 日登録（平成 24 年 1 月 1 日～2 月末日受付分） 8 月 1 日登録（3 月 1 日～6 月末日受付分） 11 月 1 日登録（7 月 1 日～9 月末日受付分） 2 月 1 日登録（10 月 1 日～12 月末日受付分） 5 月 1 日登録（平成 25 年 1 月 1 日～3 月末日受付分） ただし、末日が三重県の休日を定める条例第 1 条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。
津市	10 月 1 日 6 月 1 日	10 月 1 日登録（4 月 1 日～8 月末日受付分） 6 月 1 日登録（9 月 1 日～3 月末日受付分） （末日が土日祝休日の場合は、直前の平日。）
四日市市	6 月 1 日 9 月 1 日 12 月 1 日 3 月 1 日	6 月 1 日登録（2 月 1 日～ 4 月末日受付分） 9 月 1 日登録（5 月 1 日～ 7 月末日受付分） 12 月 1 日登録（8 月 1 日～10 月末日受付分） 3 月 1 日登録（11 月 1 日～1 月末日受付分） ただし、末日が四日市市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたるときは、これらの日の翌日をその期限とみなします。
桑名市	7 月 1 日 10 月 1 日 1 月 1 日 4 月 1 日	7 月 1 日登録（3 月 1 日～5 月末日受付分） 10 月 1 日登録（6 月 1 日～8 月末日受付分） 1 月 1 日登録（9 月 1 日～11 月末日受付分） 4 月 1 日登録（12 月 1 日～2 月末日受付分） 末日が土、日、祝日の場合は、その翌日を期限とみなします。
鈴鹿市	7 月 1 日 11 月 1 日 3 月 1 日	7 月 1 日登録（2 月 1 日～5 月末日の受付分） 11 月 1 日登録（6 月 1 日～9 月末日受付分） 3 月 1 日登録（10 月 1 日～1 月末日受付分） （末日が土日祝祭日の場合は、直前の平日）
名張市	随時	申請団体の追加登録の場合は、毎月 20 日までに（公財）三重県建設技術センターの審査完了した分を翌月 1 日に登録する。
尾鷲市	随時	
亀山市	随時	

共同受付団体名	名簿登載時期	備考
鳥羽市	毎月1日	毎月20日までの受付分を翌月1日に登録 ただし、基準日である20日が鳥羽市の休日を定める条例第1条に規定する休日(土日祝日等)にあたる場合は、同日後の最初に市の休日でない日とする
いなべ市	毎月15日	毎月末日までの受付分を翌月15日に登録 (末日及び15日が土日祝祭日の場合は、直前の平日)
志摩市	審査完了日 の翌月1日	審査完了日は申請書類(個別書類が必要な場合は申請書類、個別書類の両方)の受付・審査が完了した日とする。
伊賀市	申請の翌月1日	
木曽岬町	随時	
東員町	8月1日 12月1日 翌年度4月1日	8月1日登録(3月1日~6月末日受付分) 12月1日登録(7月1日~10月末日受付分) 翌年度4月1日登録(10月1日~2月末日受付分) (末日が土日祝休日にあたる場合は、直前の平日)
菰野町	9月1日 12月1日 3月1日 6月1日	9月1日登録(5月1日~7月末日受付分) 12月1日登録(8月1日~10月末日受付分) 3月1日登録(11月1日~1月末日受付分) 6月1日登録(2月1日~4月末日受付分) ただし、末日が菰野町の休日を定める条例第1条に規定する休日(日曜日、土曜日、祝祭日等)にあたる場合は、これらの日の前日をその期限とみなします。
朝日町	随時	
川越町	6月1日 9月1日 12月1日 3月1日	6月1日登録(2月1日~4月末日受付分) 9月1日登録(5月1日~7月末日受付分) 12月1日登録(8月1日~10月末日受付分) 3月1日登録(11月1日~1月末日受付分) ただし、末日が川越町の休日を定める条例第1条に規定する休日(日曜日、土曜日、祝日等)にあたる場合は、これらの日の前日をその期限とみなします。
多気町	随時	
明和町	随時	
大台町	受付日の翌月1日	
玉城町	随時	
度会町	随時	登録データ受領後、確認したい登録。

共同受付団体名	名簿登載時期	備 考
大紀町	受付日の翌月1日	
南伊勢町	6月1日 12月1日	6月1日登録(10月1日~3月31日受付分) 12月1日登録(4月1日~9月30日受付分) ただし、末日が南伊勢町の休日を定める条例第1条に規定する休日にあたるときは、これらの日の翌日とその期限とみなします。
紀北町	8月1日 12月1日 2月1日 6月1日	8月1日登録(4月1日~6月末受付分) 11月1日登録(7月1日~10月末受付分) 2月1日登録(11月1日~12月末受付分) 6月1日登録(1月1日~3月末受付分) ただし、末日が紀北町の休日を定める条例第1条に規定する休日(日曜日、土曜日、祝日等)にあたるときは、これらの日の前日とその期限とみなします。 ただし、発注標準に基づく町内業者の格付けについては、受付の翌年度の6月に行う。
御浜町	随時	
紀宝町	随時	(公財)三重県建設技術センターからのデータを受領後、確認しだい登録。
四日市港管理組合	9月1日 12月1日 3月1日 5月1日	9月1日登録(4月1日~6月末日受付分) 12月1日登録(7月1日~9月末日受付分) 3月1日登録(10月1日~12月末日受付分) 5月1日登録(1月1日~3月末日受付分) ただし、末日が四日市港管理組合の休日を定める条例第1条に規定する休日(日曜日、土曜日、祝祭日等)にあたるときは、これらの日の翌日とその期限とみなします。